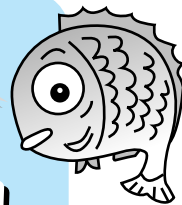


所得税と住民税が  
変わるゾウ

どんなふう  
に変わるんダイ?



平成19年度から

# 住民税が大きく変わります!

問合せ先：税務課税制係 ☎428712

## ▶何が変わるの？ 国から地方へ税源移譲

税源移譲とは、国から地方公共団体への補助金に代わる新たな財源として、これまで国が集めていた税金のうち一定部分について、地方公共団体が集めることができるようにしたものです。

この税源移譲により、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源が移譲され、地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、住民が真に必要としている行政サービスを効率よく提供することが可能となります。

## ▶どう変わるの？ 住民税の所得割の税率が一律10%に

**所得税** 平成19年1月分から適用 ⇒ 4段階の税率を、**6段階に細分化**  
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

**住民税** 平成19年6月分から適用 ⇒ 3段階の税率から、**一律10%に**  
(県民税4%、市民税6%)

### 【モデルケース】税源移譲による負担変動

#### ●独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位：円)			→	税源移譲後 (単位：円)			=	負担 増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500		0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000		0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000		0円

#### ●夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位：円)			→	税源移譲後 (単位：円)			=	負担 増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※このモデルケースは、住民税(年額)のうち所得割に係るもので、このほか均等割4,800円(「県民緑税」を含む)が課税されます。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

※市のホームページでは、いくつかのモデルケースについて、実際に税額負担の変動を試算するなどした詳しい情報を掲載しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。